

競争的資金の管理・運営に関する規程

制定 平成 20 年 7 月 20 日
改正 平成 26 年 9 月 24 日

(目的)

第 1 条 この規程は、国士舘大学（以下「本大学」という。）が受け入れる競争的資金を適正に管理・運営し、コンプライアンスを推進することにより、公的研究費の不正使用の未然防止等の抑止体制を図ることを目的とする。

(対象となる競争的資金)

第 2 条 この規程の対象となる競争的資金は、政府及びこれに準ずる機関が配分する公的資金（以下「本資金」という。）のうち、本学専任教員及び研究科助手等が採択されたものとする。

2 本資金の執行に当たり故意によるものでないことが根拠をもって明らかにされた場合は、不正使用に当たらないものとする。

(管理体制)

第 3 条 本大学の本資金の管理・運営については、責任と権限を持つ者を置き職名を公開する。

2 本大学を統括し最終責任を負う者（以下「最高管理責任者」という。）は、国士舘大学学長とする。

3 最高管理責任者を補佐し本大学の全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（以下「統括管理責任者」という。）は、学校法人国士舘（以下「本法人」という。）の法人事務局長とする。

4 各学部、各研究科及び附置研究所（以下「学部等」という。）の実質的な責任と権限を持つ者（以下「コンプライアンス推進責任者」という。）は、学部等の長とし、コンプライアンス教育の受講状況等を管理する。

コンプライアンス推進責任者を補佐するコンプライアンス推進副責任者を各学科、各研究科及び各専攻に置くことができる。

5 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って採択された競争的資金等の管理・運営が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(告発窓口の設置)

第 4 条 本資金の管理及び本資金を配分する機関が定める使用ルール（以下「使用ルール」という。）に係る学内外からの告発の窓口を監査室に置く。

2 教務部学術研究支援課は、第 1 条の目的のため、本資金の公募に係る説明会等において、不正使用に関する関連情報を提供するものとする。

(事務処理に係る職務権限等)

第 5 条 研究者及び学部等関係者は、本資金の出納に係る事務処理については、使用ルールを遵守しなければならない。

2 本大学に入金された本資金に係る次の各号の管理及び諸手続は、研究者に代わり教務部学術研究支援課が研究者の所属学部等と連携して行う。

(1) 本資金（直接経費）の管理

(2) 本資金（直接経費・間接経費）に係る諸手続

(3) 研究者が直接経費により購入した設備、備品又は図書（以下「設備等」という。）について本法人が定める規程により当該研究者からの寄付受及び返還に関わる諸手続

(4) 研究者が配分を受ける直接経費に伴う間接経費を本法人に受け入れる事務及び当該研究者が他の研究機関に所属することとなる場合の返還事務手続

(納品検査)

第 6 条 補助事業に係る物品購入費の支出については、本法人が定める規程に基づき次の各号に留意して適切に事務処理を行う。

(1) 原則として発注者自らが納品検査（以下「検収」という。）を行わないこと。

(2) 物品購入費の適正な執行を図るため、各学部等の物品管理補助者は納品書等に基づく目視による検収を行うこと。

(3) 検収は、納品の日付と物品管理補助者印を納品書に押印するものとする。ただし、納品書がない場合は、請求書又は領収書に押印すること。

(旅費及び謝金等の支出)

第7条 採択された本資金の補助事業に係る旅費及び謝金の支出は、研究計画書・証拠書等の事実に基づき確認を行った上で、本法人が定める規程等により、適切な処理を行う。

(調査委員会)

第8条 本大学は、告発された本資金の不正使用に関する事実関係の調査機関として最高管理責任者が必要と認めた場合に「調査委員会」を置くことができる。

- 2 調査委員会は、委員長及び委員若干名で構成する。
- 3 委員長は、副学長をもって当て、最高管理責任者が任命する。
- 4 委員は、本大学の教職員及び学外の学識経験者（弁護士、公認会計士等）から、最高管理責任者が委嘱する。
- 5 調査委員会の庶務は、監査室が行う。
- 6 調査委員会の運用については、別に定める。

(協力義務)

第9条 本法人及び本大学教職員は、調査委員会から事実関係の調査協力の要請があった場合は、協力しなければならない。

(是正措置等)

第10条 調査委員会の調査の結果、本資金の不正使用等が明らかになった場合には、本大学は速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

(不正使用者等に対する懲戒)

第11条 前条により不正使用等が明らかになった場合には、本法人は、当該行為に直接的か又は間接的かを問わず関与した者に対し、国士舘大学教員規則又は学校法人国士舘職員就業規則等に基づき懲戒することができる。

- 2 管理監督の責任が十分に果たされず、結果的に不正を招いた場合は、前項により応分の懲戒をすることができる。

(不正防止計画の推進)

第12条 本大学に本資金の不正使用防止のためにコンプライアンス教育を含む不正防止計画を策定し推進する責任者を置く。

- 2 前項による責任者は、副学長をもって充て、学長が任命する。
- 3 前項により任命された責任者が必要と認めたときは、学内外の者の意見を聞くことができる。
- 4 不正防止計画は、ホームページ等により公表するものとする。
- 5 不正防止計画推進に係る事務は、教務部学術研究支援課が行う。

(モニタリング)

第13条 本資金等の適正な管理・運営のために、モニタリングを行う。

- 2 モニタリングは、以下の各号により監査室が行う。
 - (1) 科学研究費補助金等に係る会計書類等及び競争的資金の管理体制の検証
 - (2) 内部監査を行うこと。
 - (3) 本法人の監事及び公認会計士と連携すること。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年9月24日から施行する。